

# 公益財団法人宮崎県立芸術劇場 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

## (目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県立芸術劇場（以下「芸術劇場」という。）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、芸術劇場を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (常勤役員)

第3条 常勤役員には、報酬、通勤手当及び期末手当を支給する。

## (給 料)

第4条 常勤役員の報酬の額は、別表1に掲げる額とする。

## (期末手当)

第5条 常勤役員の期末手当の額は、別表1に掲げる額に別表2の割合を乗じて得た額に、別表3に掲げる割合を乗じて得た額とする。

## (支 給)

第6条 この規程に定めるもののほか、常勤役員の報酬、通勤手当及び期末手当の支給については、宮崎県職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例という。）」給与条例の適用を受ける職員の例による。

(非常勤役員及び評議員)

第7条 非常勤役員及び評議員が職務のために勤務した場合は、理事長が別表4に掲げる報酬を支給する。ただし、宮崎県から給与を支給されている役員等については、報酬を支給しない。

(費用)

第8条 役員等の費用は、給与条例の適用を受ける職員の例により支給する。この場合において、役員は行政職9級の職務にあるものとみなす。

(公表)

第9条 芸術劇場は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、理事会の議決のあった日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、理事会の議決のあった日から施行し、平成8年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第4条関係)

職 名	報 酬 月 額
常務理事兼副館長	362,700円

別表 2 (第5条関係)

職 名	加算割合
常務理事兼副館長	15%

別表 3 (第5条関係)

職 名	期別支給割合	
	6月期	12月期
常務理事兼副館長	1.2	1.2

別表 4 (第7条関係)

区 分	金 額	備 考
非常勤役員及び評議員	日額 10,000円	理事長は含まない
理事長兼館長	月額 730,000円	